

第 66 回

食料・農業・農村政策審議会

家畜衛生部会

農林水産省

第 66 回
食料・農業・農村政策審議会家畜衛生部会

日時：令和 6 年 2 月 20 日（火）10：00～11：11

会場：農林水産省 消費・安全局第 1 会議室

（本館 6 階ドアNo. 本-362、ウェブ会議併用）

議 事 次 第

1. 開 会

2. 挨 拶

3. 議 事

（1）最近の家畜衛生をめぐる情勢について

（2）豚熱・アフリカ豚熱に関する特定家畜伝染病防疫指針の一部変更について（答
申）

（3）その他報告事項

4. 閉 会

【配付資料一覧】

議事次第

家畜衛生部会名簿

資料 1 最近の家畜衛生をめぐる情勢について

- 資料 2－1 豚熱・アフリカ豚熱に関する特定家畜伝染病防疫指針の一部変更等の主な変更点について
- 資料 2－2 豚熱・アフリカ豚熱に関する特定家畜伝染病防疫指針改正案（新旧対照表）
- 資料 2－3 豚熱・アフリカ豚熱に関する特定家畜伝染病防疫指針の一部改正等に対する都道府県意見照会及びパブリックコメント等への主な意見及び考え方
- 資料 2－4 第94回牛豚等疾病小委員会及び第 6 回野生イノシ豚熱対策検討会合同会合の概要報告
- 参考資料 1 第65回家畜衛生部会 諮問文
- 参考資料 2 豚熱・アフリカ豚熱に関する特定家畜伝染病防疫指針の変更背景・概要
- 参考資料 3 分割管理マニュアルの改正案（見え消し）
- 参考資料 4 養豚農場における分割管理のイメージ

午前10時00分 開会

○大倉室長 それでは、定刻となりましたので、ただいまから食料・農業・農村政策審議会第66回家畜衛生部会を開催いたします。

委員の皆様におかれましては、御多忙中にもかかわらず御対応いただきまして、誠にありがとうございます。

私、当部会の事務局担当いたします動物衛生課家畜防疫対策室長の大倉でございます。本日はよろしくお願いいたします。

それでは、開会に当たりまして、消費・安全局、熊谷審議官の方から御挨拶申し上げます。

お願いいたします。

○熊谷審議官 委員の皆様、おはようございます。

消費・安全局審議官の熊谷でございます。本日はお忙しい中御出席いただき、誠にありがとうございます。第66回家畜衛生部会の開催に当たりまして、一言御挨拶申し上げます。

まず、国内の家畜衛生の状況でございますけれども、今シーズンの鳥インフルエンザについては、昨年11月25日になりますけれども、佐賀県の採卵鶏農家で初めて感染が確認されて以来、現時点までに9事例が確認されているところです。被害は決して少なくありませんけれども、昨シーズンと比較して発生数は抑えられている状況にあります。

一方で、野鳥では昨年10月以降、全国各地で多数の感染、2月16日時点で105事例だというふうに記憶しておりますけれども、このような感染状況になってございまして、環境中には広く本病ウイルスが存在していると考えられます。

昨年の場合、12月から1月が発生のピークになっております。2月、3月にも発生が確認されていることから、より一層厳重に警戒する必要があると考えております。農林水産省といたしましては引き続き、家きん疾病小委員会あるいは疫学調査チームで得られた知見などを活用して、発生予防・蔓延防止に取り組んでまいりたいと考えております。

また、養豚関係でございますけれども、豚熱については、昨年の8月末になりますが、佐賀県において、平成30年の9月以降になりますけれども、岐阜県の発生以降、九州で初めて飼養豚での発生が確認されたところでございます。先週になりますけれども、2月16日には栃木県のワクチン接種農場において、新たに国内で90事例目となる豚熱の発生が確認されたところです。豚熱の蔓延を防ぎ、地域の養豚産業を守るため、引き続き飼養衛生

管理の徹底や飼養豚へのワクチン接種、さらには、野生イノシシ対策としての捕獲検査の強化に努めてまいりたいと考えております。

また一方、アフリカ豚熱でございます。これまでも2018年の8月以降、中国での発生確認し、翌年2019年には韓国で発生したということで、水際対策については動物検疫所を中心になって取り組んできたところでございますが、昨年12月以降、九州を始めとする日本への定期航路を有する釜山港の裏山の部分の地域において、野生イノシシでの感染が相次いで確認されているところでございます。これまで以上に強い危機感を感じているところで、農林水産省としては、ウイルスを出国前やあるいは空海港での国内に入れないための水際対策に加えまして、農場にウイルスを入れないための飼養衛生管理の徹底について改めて指導しているところでございます。また、関係機関の協力の下で、海外からの旅行者等に向けた広報等にも積極的に取り組んでいるところでございます。

さて、本日の家畜衛生部会の本題でございますけれども、昨年12月22日に開催されました第65回の家畜衛生部会で諮問させていただいた豚熱・アフリカ豚熱に関する特定家畜伝染病防疫指針の一部改正につきまして、本年1月の牛豚等疾病小委員会及び野生イノシシ豚熱対策検討会合同会合での御議論を踏まえまして、さらには、その後の都道府県への意見聴取及びパブリックコメントを踏まえた改正案をお示しすることとしております。また、養豚農場の分割管理に当たっての対応マニュアルの改正については、現時点での検討状況を御報告させていただきたいと考えております。

委員の皆様方におかれましては、専門的な見地からの忌憚のない御発言と活発な御議論をお願い申し上げまして、私の挨拶とさせていただきます。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

○大倉室長 ありがとうございます。

報道関係者におかれましては、撮影はここまでとなっておりますので、御退室の方をお願いいたします。

それから、本日、局長の安岡につきましては、業務の都合上、会議冒頭出席できておりませんけれども、途中からの出席とさせていただく予定となっております。よろしくお願いいたします。

それでは、現在、家畜衛生部会の委員数20名のうち、本日、ウェブでの御出席も合わせまして14名の委員の先生に御出席いただいておりますので、食料・農業・農村政策審議会令第8条第1項の規定により、定足数を満たしていることを御報告いたします。

続きまして、本日出席しております事務局の紹介をさせていただきたいと思います。

審議官の、今挨拶しました熊谷でございます。

○熊谷審議官 よろしく申し上げます。

○大倉室長 あとは動物衛生課。私、家畜防疫対策室長、大倉でございます。

それから、病原体管理班を担当しています松井補佐でございます。

○松井補佐 松井です。よろしくお願いいたします。

○大倉室長 防疫企画班を担当しています加茂前補佐になります。

○加茂前補佐 加茂前です。よろしくお願いいたします。

○大倉室長 野生動物班、国際衛生企画班を担当します永田補佐になります。

○永田補佐 永田です。よろしくお願いいたします。

○大倉室長 検疫業務班を担当します小林補佐になります。

○小林補佐 小林です。よろしくお願いいたします。

○大倉室長 本日、ウェブ併用での開催となりますけれども、どうぞよろしくお願いいたします。

続きまして、資料の確認をいたします。

お配りしている資料、議事次第、委員名簿に加えまして、本日の議事1「最近の家畜衛生をめぐる情勢について」に関して、資料1。議事2「豚熱及びアフリカ豚熱に関する特定家畜伝染病防疫指針の一部変更について」に関しまして、資料2－1から2－4までございます。

それから議事3、その他報告事項に関しましては口頭での御説明とさせていただきます。

また、その他、参考資料1から4まで配付しておりまして、これにつきましては説明の中で必要に応じて使用してまいります。

お手元がない資料、落丁等ございましたらお申し付けください。

それでは、ここからの議事進行につきまして、稲垣部会長の方をお願いしたいと思います。稲垣部会長、よろしくお願いいたします。

○稲垣部会長 稲垣です。よろしくお願いいたします。

それでは、議事に入ります。

本日の議事は、第65回家畜衛生部会において農林水産大臣から諮問されました豚熱及びアフリカ豚熱特定家畜伝染病防疫指針の一部変更についてになります。

まずは、議事の1、最近の家畜衛生をめぐる情勢について、事務局から御説明をお願い

いたします。

○大倉室長 資料の1につきまして、私、大倉の方から説明させていただきます。最近の家畜衛生をめぐる情勢についてです。

1枚めくっていただきまして1ページ目。

この資料につきまして、最近の家畜衛生と各疾病の状況についてざっと御紹介させていただきたいと思います。鳥、牛、豚、それぞれのめぐる情勢ということで、簡単に触れさせていただきたいと思います。

まず、1が高病原性鳥インフルエンザ。

冒頭、審議官の挨拶にもございましたけれども、高病原性鳥インフルエンザ、世界中で流行しておりまして、我が国においてもここ4シーズン連続して発生してございます。

この1枚目は、高病原性鳥インフルエンザの一般的な紹介となります。

鳥に対してのこの名のとおり高病原性というものを示して、主な症状としましては、この真ん中にございます症状を示して、急性に死亡するというような状況が見られるという疾病でございます。

2枚目でございます。令和5年度の国内における高病原性、低病原性の鳥インフルエンザ発生状況でございます。

かなり細かい事例ございますけれども、これ、ほとんどが野鳥、それから環境材料での検出状況というのが示されてございます。

それから、右の方に家きん、8県9事例とございます。これは、飼養されている家きんでの発生状況で、8県9事例というのがこれまでのところで、昨年と比較しましてかなり少ない事例となっております。

それに比べて野鳥での発生、これまで110件が見付かってございます。これも全国かなり満遍なく見付かっておりまして、ただ、病原性は低病原性も交じっているんですけれども、ほとんどが高病原性のウイルスが見付かってございます。

血清亜型の方は、H5N1という血清亜型がほとんどでございますけれども、中にはH5N5あるいはH5N6といったような、違った亜型のものも見られているという状況でございます。亜型に関しては、家きんにおきまして、この9事例のうち、直近の鹿児島県での事例につきましてはH5N6という亜型になりまして、それ以外のものがH5N1という亜型で見られているという状況でございます。

次に入りまして、3ページ目が牛の病気、少し御紹介させていただきます。

ヨーネ病で、こちらは慢性の病気になりますけれども、家畜伝染病予防法における法定伝染病の一つになります。細菌を原因といたしまして、かなり長い潜伏期間を経た上で、水様性の下痢、泌乳量の低下などを示す病気になります。

定期的な検査を行いまして、感染牛の摘発・淘汰ということを基本として対策を取ってございます。

現状のところでございますけれども、2000年代、700頭から1,000頭の間で推移していたのが、途中2010年前後に500頭台まで一旦減少したものの、また近年、2010年、20年というところで、最近は年間1,000頭程度の発生で、このうちほとんど、9割方は北海道での発生という状況になってございます。

次、4ページ目が牛伝染性リンパ腫についてでございます。

こちらは家畜伝染病予防法の届出伝染病に位置づけられる病気でございます。ウイルスを原因としまして、リンパ種を主徴とする牛・水牛の疾病でございます。

感染したもののうち数%が発症するというものでございまして、感染しても必ずしも経済的被害、全て示すというものではないんですけれども、この現状にございまして、乳用・肉用、いずれも感染率としてはかなり高い割合で浸潤しているという状況で、最近の届出数は年間4,000頭を超える発生数という状況になってございます。

対策としましては、まずは人為的な伝播。これは血液を介しての伝播というのを起こします。注射針あるいは直検手袋といったものを確実に交換するというような基本的な対策。加えまして、感染牛の計画的な更新、あるいは子牛の隔離といったものを講じまして、清浄化対策というのを進めてきているところでございます。

次のページ、5ページになります。これはBSEになります。牛海綿状脳症でございます。

こちら、2001年に国内で初めて発生いたしましたけれども、それ以降、2006年の国内では10頭をピークとして、2009年の発生を最後に、それ以降発生が見られてございません。

飼料規制、これは餌によって感染していくというものでございますけれども、この飼料規制を、2001年に法に基づく飼料規制開始いたしまして、その後、2002年に生まれた牛を最後に国内での発生事例は見られていないということで、これまでサーベイランスを継続してございますけれども、飼料規制の有効性というのは継続できているのかなというところでございます。

これは世界においても同じ状況でして、グラフの下段にある状況ですけれども、世界に

においても1990年代3万頭を超える発生でございましたけれども、各国での飼料規制等も進みまして、今は年間に数頭程度見つかるというような状況でございます。

また、このうち、ほとんどがいわゆる非定型のBSEというものでございまして、飼料を原因とした発生でないというものでございます。

次の6ページ目になります。

BSEに関しては防疫指針というものを改正してございました。この家畜衛生部会においても昨年の10月に答申を頂いたものでございますけれども、BSEの対策を決めている防疫指針の方でBSEサーベイランスの改正というのをさせていただいてございます。

この10月に答申いただいた改正内容でございますけれども、まず、これまで特定症状を示すもの、あるいはBSEを疑う症状を示す48か月齢以上のもの、それから96か月齢以上という高齢な牛を対象に、死亡牛のサーベイランスを行ってございましたけれども、それを、右側の改正内容でございますけれども、症状を示すものについては、何らかのBSEを疑う症状を示すものを含めまして、全月齢を対象にすると。その一方で、96か月齢以上という単に年を取ったものだけというものについては廃止をするということで、見直しをしております。より症状に特化したサーベイランスをやっていこうということで見直しをしたのが、10月に頂いた答申の内容でございます。

次にいかせていただきますけれども、次からが豚の疾病になります。

豚熱になります。

これは日本でも、平成30年に26年ぶりに発生したというものでございまして、冒頭、審議官の挨拶にもございましたけれども、残念ながら直近で、また久しぶりの発生を見ているということで、全国的にまだイノシシでの感染も見られているということで、今はワクチンを打つということを含めて、飼養衛生管理徹底しながらの防疫対策というのを講じてございます。

次の8ページ御覧いただければ、その発生の経過というものがございます。

2018年に26年ぶり、岐阜県での発生があつて以降しばらく、2019年代は各月に数件の発生で推移してございましたけれども、2020年に清浄、2019年、ワクチン接種の決定をいたしまして、それ以降、ワクチン接種してから発生がかなり少なくなっているという傾向でございます。

ただ、2020年、21年、発生しているところですね。ワクチン接種農場においても発生が散発的に続いているという状況でございます。

2023年の8月ですけれども、各地で広がっていった中で、初めて九州において佐賀県での発生が見られたということで、九州全域もワクチン接種地域というふうに指定いたしまして、今は北海道を除く全国でワクチン接種されているという状況でございます。

次のページ、9ページでございます。日本地図を示してございます。

今ちょっとワクチン接種地域について触れましたけれども、日本全国、これは北海道が掲載してございませんけれども、北海道は野生イノシシでの発生も含めて発生が見られてございません。それ以外の地域は発生、飼養豚での発生あるいは野生イノシシでの発生。

それから、黄色のところは、九州含め、まだワクチン接種は行っているという状況でございます。

赤色の地域は実際の飼養豚での発生が見られた地域ということで、北海道以外の全国各地でワクチン接種推奨地域として、まだワクチンが行われているという状況でございます。

10ページ目が豚熱の世界の状況でございます。WOAHにおけるステータスの認定状況とございます。

清浄地域、北米と、あと南米の一部、それからヨーロッパとオセアニアにおいて清浄でございます。

それ以外の地域は、ステータスが一時停止あるいはステータスを有さないということで、発生があるとみなされる国という状況になってございます。

次のページで11ページ、これがアフリカ豚熱になります。

最近直近での一番のトピックと言ってもいい病気ということだと思います。アフリカ豚熱ウイルスに感染することによる疾病でございます。豚、イノシシに感染する疾病になります。

今、アジアで、平成30年に中国で発生して、それ以降アジア全域で広がっておりまして、台湾と日本以外の東アジアでは全て発生地域となっております。

豚熱と症状自体は似ておりますので、臨床症状だけで鑑別するというのはなかなか難しいということで、これは都道府県においても今、豚の病性鑑定あった場合は、豚熱に加えて、このアフリカ豚熱も検査をするということになってございます。

豚における最強の悪性伝染病と評価されているということで、その原因としまして、豚熱と違って有効なワクチンがないということは大きなところでございます。

12ページでございます。

アフリカ豚熱の発生状況ですけれども、少し触れましたが、2018年に中国でアジアで最

初に見付かって以降、韓国、ベトナムと、アジア全域に広がっております。今発生していないのは日本、台湾のみという状況になっております。

主にこれは、長距離の伝播というのは、畜産物などの食品残渣を介しての伝播というものが疑われておりますけれども、そういった畜産物、違法な畜産物が持ち込まれないようにということで、水際検疫強化をしているところでございますけれども、我が国において違法に持ち込まれた畜産物からアフリカ豚熱のウイルス、実際に4事例で分離されております。感染性を有するウイルスがその違法畜産物の中から見付かっているということ。それから、遺伝子検査だけであればかなりの数検出されてございまして、こういった旅行者によって持ち込まれる畜産物がないようにということで、まずは持ってこない対策、それから持ってきてしまったときの検出ということで、水際検疫の方を強化しているというところでございます。

それから次のページ、これは、13ページが韓国におけるアフリカ豚熱の発生状況でございます。

冒頭、審議官の挨拶にもございましたけれども、韓国では侵入、最初に北の方、北朝鮮との国境沿いでの発生が見られていたという状況でございますけれども、そこからしばらくイノシシでの事例、だんだん南下して発生地域が広がっていったという様相を呈していたんですが、昨年12月、一気に釜山、南のところに飛びまして、1月になってから野生イノシシでの発生数が急拡大しているという状況でございます。野生イノシシ感染数、3,600件を超える事例が見付かってございます。

次のページを御覧いただきたいんですけども、その釜山に飛んだという状況を示してございます。

2013年の12月に一気に南に移って、そこで、右側の図ですけれども、釜山の地域で今、昨日の時点で16事例の野生イノシシでの感染確認というのがございます。

これが、日本と定期的な航路を有するフェリーのターミナルのすぐ裏手にある山で野生イノシシの感染が見付かってございますので、非常に、日本との定期的に交流のあるエリアでかなり高濃度に汚染されているということで、相当リスクの高い、侵入リスクが高まっているということで、我々の方もかなり注意喚起の方を力入れて発信しているところでございます。

その次のページでございます。その発信している内容でございますけれども、主な対策の段階を示したものでございます。

まず、各それぞれのステージで、どんなことを中心にアナウンスしているかというものでございますけれども、まずは海外において、出国前の時点で日本に持ち込ませないということで、旅行者の方々に対して畜産物の持込み禁止とこういったような注意喚起をさせていただいてございます。

それから、水際ですね。実際に空海港、来られた際、家畜防疫官、検疫探知犬による検査、それから旅行者の方の靴底消毒、それから、フェリーなんかですと自転車を持ち込むということもございますので、そういったところの消毒ということをお願いしてございます。

それから、国内において、まずは野生のイノシシに入れないこと、農場に侵入させないことというのをそれぞれの段階で徹底してございます。特に野生イノシシに入れさせないということで、旅行者の方へのごみの放置禁止、それから消毒といった周知の方をしてございます。

次の16ページになります。

それで、豚熱、今申し上げたそれぞれの段階で、具体的にどういうことをやっているのかということを示したのが次からのページになります。

出国前、日本にまず持ち込ませないということで、フェリー会社の中に、お願いをして船内でのアナウンスあるいはポスター掲示といったことで、協力をお願いしてございます。

それから、在外公館で旅行者に対してのSNSを通じた情報発信、それから、旅行代理店、技能実習生といった方々に注意喚起ということをやっております。

それから、空海港において、これは韓国から来る全ての船舶・航空便に対して防疫官による検査を行っております。

それから、検疫探知犬において航空便に対しての活動回数を増やすといったこと。

それから、国際線就航する全ての空海港で靴底消毒マットを設置するということ。

それから、先ほど申したフェリー到着港なんかにおいて、車両、自転車といったところの消毒を行うということをやっております。

それから、国内の野生イノシシに入れないと、感染防ぐという対策としまして、韓国人旅行者の立入り場所、リスクの高いところを選定いたしまして、侵入防止対策というのを行っております。観光地それからレクリエーションといったところの立ち寄る場所について、特にバス、レンタカー、それからキャンプ、バーベキューなんかをやるような河川敷といったところにもポスター掲示、ごみ箱の設置、消毒の実施といったことを呼びかけ

てございます。

次のページへ移っていただいて、また、野生イノシシで仮に発生したときのことも踏まえた対策ということも進めてございます。

まず、死体はかなりリスクが高いということで、この死体を衛生的に処理するということが重要になりますけれども、万一の侵入に備えた野生イノシシの死体処理の初動対応について、基本方針というものを現在作ってございます。これも、本会、本日御審議いただく豚熱、それからアフリカ豚熱の防疫指針の見直しに合わせて、年度内には公表したいと思っております。

それからあと、万が一野生イノシシへ侵入した際、これはまた農場での防疫と異なって、特殊な防疫資材も必要になってございますので、そういったもの、特殊な資材も備蓄ということを進めてございます。

それから、各県での防疫演習というものをやっていただくように支援してございます。

それから、最後ですけれども、農場に入れない対策として、冒頭申しました、この疾病、ワクチンというツールはございませんので、この疾病に対抗する手段としては飼養衛生管理を徹底するということが唯一の手段となります。

農場に入れない対策として、これは全ての病気に通ずるものでございますけれども、まずは入れないように、生産者自身のみならず関係する事業者の方も含めて消毒を行うなど、侵入リスク高まっているという危機感を共有いただいて、消毒等の徹底をお願いしているところでございます。

それから、次のページ、18ページになります。今申し上げてきたところを簡単に総括した、基本対策を掲げたものでございます。

まずはこれ、豚熱とアフリカ豚熱共通するものでございますけれども、サーベイランスを実施するというもの。これ、特に野生イノシシでの浸潤状況を正確に把握するということで、そのことにより、豚熱でいえば経口ワクチンの散布といった計画作り、それから、アフリカ豚熱に共通しますけれども、まずはその捕獲の強化といったところを検討するというものに役立ちます。

それから、まずは2番目の捕獲の強化でございますが、これ、豚熱・アフリカ豚熱に共通しますが、密度を低下することで感染拡大を抑制するといった効果を狙ったものになります。

それから、経口ワクチンの散布。これは豚熱のみの対策になりますけれども、感染地域

内での感染抑制、それから、感染地域を拡大するといったことを抑制するという取組になります。

最後、リスクコミュニケーションですけれども、これは豚熱もアフリカ豚熱も共通ですが、特段、家畜衛生、畜産に関係があまりない、ふだん関心を持たない方々に対しても、これはリスクとなり得るということを知っていただく必要がございますので、狩猟関係者ですとか、あるいは一般市民の方に向けた対策の周知ということを行うことが重要になっております。

次のページですが、野生イノシシでの初動対応の流れということでございます。

イノシシでの疑うような事例があった場合、まずは県の段階で遺伝子検査を行います。陽性を疑うような所見出た場合は、動物衛生研究部門の方に検体を送って詳細な検査を行います。それで確定ということになれば、対策本部設置、防疫方針を決定して、その担当の防疫措置に移るという流れになります。

防疫措置の実施の下段ですけれども、これは野生イノシシで見付かった場合ですが、通行遮断・制限というものの、それから、物の移動制限というのを行います。

それから、特定のエリアで死体の検索という積極的な死体検索というのを行います。

また、その死体の処理というのも重要になりますので、死体から検体採取したのと死体運搬というものをして、適切な処理という流れになってございます。

最後ですが、20ページが、アフリカ豚熱が野生イノシシに見付かった場合の対策を模式化したものです。

発生した場所、感染確認した場所、周囲3キロ、ここは積極的死体探索のエリアになります。このエリアで死体を見付けるということと、そこの外周の部分の緩衝地帯として、ここで柵の設置なんかをできる限りやり、広げない対策を周辺でやっていただきます。

その周辺のまた10キロのところは、捕獲強化とサーイバランスの強化ということをするエリアということで設定されます。

簡単ですが、以上になります。

最後、参考資料付けておりますのは、今回、アフリカ豚熱、韓国で、釜山で見付かったことで、急遽用意した周知用のポスターになります。こういったハングルなんかも使って、一般の旅行客の方にアナウンスをしているという状況でございます。

急ぎ足でしたけれども、以上になります。

○稲垣部会長　どうもありがとうございました。

それでは、本件について委員の皆様から御質問がありましたら、お願いいたします。どうぞよろしくお願いいたします。

佐藤委員さん、お願いします。

○佐藤委員 どうもありがとうございました。

ちょっと細かい点で恐縮なんですけど、14ページ目の釜山の地図、右側なんですけれども、これ、番号が色が違うのは何を意味していますか。14、15、16が黄色になっていたりします。これは何でしょうか。日にちですかね。

○稲垣部会長 よろしいですか。

○永田補佐 担当補佐の永田です。

こちら、18日にこの三つが見付かったと。

○佐藤委員 日にちですね。

○永田補佐 はい、釜山で報告された日になります。

○佐藤委員 ありがとうございます。白いのは何でしょうか。

○永田補佐 それぞれの近くにある日付のものになります。

○佐藤委員 ということですね。ありがとうございます。

○稲垣部会長 よろしいですか。

○佐藤委員 はい。

○稲垣部会長 ほかの委員さん、いかがでしょうか。

橋本委員さん、お願いします。

○橋本委員 橋本です。

先ほど熊谷審議官からお話がありましたように、今年は高病原性鳥インフルエンザ発生が、野鳥では大変多いんだが、家きん農場にてはかなり少なくなっている、抑えられている。まだまだ厳しい状況は、もちろん発生したところの被害が大きくはございますが、かなり高いレベルの防疫体制が取られていると思います。

これは何ととっても、生産者もそうですし、それを指導されている家畜防疫員です。家畜保健衛生所の獣医たちの日頃の活動、本当にきめ細かくやってもらっていますから、それは感謝してるし、賞賛されるべきだなと。是非これを来年以降も続けて維持していきたい。

それが一つと、ちょっとアフリカ豚熱の話なんですけど、有効なワクチンは存在しないって、確かにそうだと思うんですけども、ベトナムで製造が始まったという報道があるん

ですが、この辺はいかがでしょうか。

○稲垣部会長 事務局の方、よろしいですか。

○大倉室長 ベトナムの方でアメリカの技術を使ったワクチンを適用しているというのは確かに報道されてございますけれども、なかなかこれも、初期の頃、必ずしもうまくいってないということも報道されてございまして、これもこのままこのワクチンを適用できるというものではないというふうに我々は考えてございます。

○橋本委員 承知しました。

我が国は、その防疫体制、サーベイランスで、そのワクチンがどこからか紛れ込んできても遺伝子検査で検出できますか。

○大倉室長 一応、動物衛生研究部門の方で遺伝子解析、シーケンスやっていて、ワクチン株であるか野外株であるかというのを識別はやっていただくことになります。

○橋本委員 よろしく願いいたします。

○稲垣部会長 ほかの委員さん、いかがでしょうか。

○事務局 里井先生から手が挙がっています。

○稲垣部会長 よろしく願いします。

○事務局 はい。里井委員、お願いします。

○里井委員 フードジャーナリストの里井真由美です。

一、二点、ちょっと質問だけさせていただけたらと思うんですが、今回資料、本当に分かりやすく、取組状況とかも、ああ、なるほどと思うことがたくさんありました。

一、二点あったのが18ページなんですけれども、アフリカ豚熱のことにおいて、本当におっしゃるとおりで、私、消費者寄りの意見を言う立場に立っていることが多いんですけれども、本当に消費者の方にもこういう重要なことというのは周知していただきたいなと思っている中で、漫画やウェブ動画配信、トークイベントなどという、これに関しての告知というのは、どの、どこかで例えばURLだったり、いろんな細かいことをやっていきますよという告知は、ホームページを見れば分かるようになっているのかなという点をちょっとお聞きしたく思いました。

以上です。

○稲垣部会長 事務局の方、よろしいですか。

○永田補佐 ウェブページに掲載したり、広報を出したり、ウェブ動画配信だったらYouTubeに見られるようになっていたりというような形で、幅広く伝わるように対応して

いるところでございます。

○里井委員 もちろんなさっていることはすごく重々分かるんですけども、やっていますよという告知みたいなことはホームページでの告知のみですか。

○永田補佐 ほぼユーチューブとかで、宣伝で一部不特定の方にも映るようにした上で誘導できるようにとか、そういったような形だったり、トークイベントだったらいろんな媒体通じてポスター作って出したりとか。あと、イベント会社さんとかからのホームページに載せていただいたりとか、そういうような様々な方向で取り組んでいるということです。

○里井委員 単純に、私も、例えばウェブ動画配信されてますといったときに、そのURLをどこから調べればいいのかという単純な質問だったので、じゃ、ホームページに見れば、一覧みたいな感じで単純に見られるようになるってことですかね。

○永田補佐 そうですね。X、旧ツイッターとかでも動画配信に紹介されておりますので、そういったようなところからすぐに飛んでいけるというふうに。

○里井委員 はい、分かりました。何か専門的なあれなんですけれども、ハッシュタグでこれ開くとすごくアクセスしやすいっていう情報がもし分かれば、今後教えていただけたらと思いました。

以上です。ありがとうございます。

○稲垣部会長 よろしいですね。

ほか、ございますか。

それでは、議事の2、豚熱及びアフリカ豚熱に関する特定家畜伝染病防疫指針の一部改正などについて、事務局から改正の概要の御説明をお願いいたします。

○大倉室長 それでは、資料の2－1から2－3、お持ちして説明させていただきます。

これは本日議事の一番、答申いただくということで、これは12月の22日付けで諮問させていただきました、豚熱及びアフリカ豚熱に関する特定家畜伝染病防疫指針の一部変更についてでございます。

資料2－1、御覧いただければと思います。

まず、豚熱に関する特定家畜伝染病防疫指針の変更内容のポイントになります。これは全体の指針の構成のダイジェスト版になりますけれども、それぞれの指針の箇所について、どんな変更したのかということを端的に示したものになります。

まずは実質的な内容を変更につきまして、3－1というところございます。浸潤状況を確認するための調査という項目において、病性鑑定を行う手法として、蛍光抗体法を不要

とすること。

それから、3-2の部分、予防的ワクチンの項目ですけれども、ここで、これまでワクチン接種したものを出荷する際、その接種したものと接種しないものとの区別をするという意味で、V字のマーク、標識を付けてございましたけれども、それを出荷する際に、接種区域内での移動であれば、そのV字マークの標識を不要とするという見直し。

それから、第4のところ、これはちょっと法令的な平仄をそろえるという意味での、特定症状の定義の中に検査キットを用いた記載を追記したもの、それから、特定症状確認された場合に、これも家保でやることになっておりました蛍光抗体法、抗原検査といってウイルスそのものを見付け出す検査のうち、遺伝子検査と蛍光抗体法がございましたけれども、そのうちの蛍光抗体法を補助的なものとして位置づける。これまでは両方やれということになっておったんですけれども、これを補助的なものに位置づけるという変更。

それから、病性等の判定という第5の部分でございますけれども、これは、これまで疑似患畜の対象となるものを示しているところで、これは人の接触と豚の接触、何日遡ったものまで接触したものを追跡するという記載はあるんですけれども、人が接触したところが特定の日付が記載なかったものを、10日間追って対象とするという記載をしたものというところでございます。

それから、ただし書きでございます。人に接触したもののうち、適切な飼養管理がされているということを確認された場合は、この疑似患畜というものから除外できるという旨を記載したものでございます。これ、具体的には適切な管理という、シャワーインといったものをしていただいて、衛生的にここで適切に病原体が排除できると、侵入リスクをないという状態にしているものについては、人の接触というものを考慮しないで、疑似患畜の定義の対象から外せるという規定になります。

それから、第9のところ以降ですけれども、これはいずれも変更部分、先ほど申しました検査の、抗原検査の中から蛍光抗体法をなくすという改正になります。

次、3ページ目がアフリカ豚熱の防疫指針の変更内容でございます。

こちらも豚熱の指針と並ぶ変更が多いんですけれども、まずは実質的な内容、第4のところでございます。これ、豚熱と同様、検査キットを用いた検査の結果、陽性となった場合というものを追記してございます。陽性判定時に備えた準備として、通行制限・遮断の検討というものも、これもまた横並びの関係で入れてございます。

それから、第5、病性等の判定。これも豚熱と同様で、これまで人と接触したというと

ころの日付、何日まで接触したものを追うという明確な日付がなかったので、これを7日間としてございます。

ここもただし書きでございますけれども、これも豚熱の方と同様、適切な飼養管理がされているということを確認された場合は疑似患畜から除外できるというものも、同様に記載してございます。

それから、第9のところで、これは移動制限区域・搬出制限区域の設定のところでございますけれども、これは制限対象として野生イノシシの死体、排せつ物等というのを追加したというものになります。

それから、12でございます。これは、野生イノシシの感染確認検査時において、イノシシ及びその排せつ物等について汚染物品として適切な処理がなされるよう、これも追記したものでございます。

第17ですけれども、これは感染疑いが生じた段階での対応を記載した項目ですけれども、陽性判定に備えて、まず防疫措置の準備を行うというものを、これも横並びの関係で追記したというものになります。

以上、変更点についてはこんなものが御説明になりまして、資料2-2につきましては、今申し上げた変更を、具体的にどういう変更にしたのかという実際の指針の内容の変更点の新旧対照表になりますので、個々のこちらの資料の説明は割愛いたします。

資料2-3でございます。

こちらのパブリックコメント、都道府県の意見照会等させていただきますけれども、そのうちパブリックコメント、大きなコメントございませんでして、あとは都道府県から幾つか意見ございました。その都道府県からの意見についての内容を示したものでございます。

まず、豚熱について。

意見①でございますけれども、遺伝子検出検査と比較すると蛍光抗体法は精度が低い検査であるため、特定症状を確認された場合に行う家畜保健衛生所の検査においても検査の実施を不要とすべき、若しくは蛍光抗体法を実施する基準が不明瞭だったら明示すべきという意見でございます。

ただ、これにつきまして考え方でございます。遺伝子検出検査の技術向上を踏まえ、蛍光抗体法を補助的な検査として位置づけしましたと。一方、万が一遺伝子検出機器に故障を生じた場合などにおいて、特定症状を確認されていても、これは都道府県において遺伝子検出検査で検出できないといったような事例が想定されるということで、抗原検索の手

法の一つとして蛍光抗体法を補助的な検査としては残しておく必要があると考えております。臨機応変に対応するという必要とするため、留意事項の中で特定の実施基準といったものは明示しないということを考えてございます。

意見②でございます。患畜等の直接の飼養管理を行っていた人に関連して疑似患畜か判定するために、飼養管理の状況を確認する日付、日数について、豚熱とアフリカ豚熱でそろえるべきとございます。先ほどちょっと触れましたけれども、豚熱の方、10日という日付で遡って接触の有無を調べていただいて、アフリカ豚熱については7日というふうにしてございます。そこをそろえたらいかがかという意見でございますけれども、これはウイルスの性状等を考慮した上で、特にリスクが高いと考えられる日数として設定しているということで、これはこれまで人の接触だけでなく豚で接触した場合の疑似患畜の範囲というのもそれぞれ、豚で10日、アフリカ豚熱で7日という日付を使用しておりましたので、それを引用した形でやらせていただきたいと思います。と思っております。

あと、四角囲みで「御参考」とございます。これ、指針本体ではないんですけれども、指針を補足する通知として出しております留意事項という文書がございますけれども、関連する部分で、その留意事項の意見も頂いてございます。

この留意事項の意見の①でございます。接種区域内から接種区域外への豚の移動を発見するため、ワクチンを接種した豚の接種区域内から移動する際のV字標識は残すべきという意見でございました。

ただ、これにつきましては、もう冒頭のめぐる情勢の中でも触れましたとおり、北海道を除く全都府県においてワクチン接種推奨地域になったということで、実態上、この区分という作業自体が不要になったと考えてございますので、V字標識自体は、この接種区域内での移動についてはもう不要と。それから、生きた豚の移動は接種区域から接種区域外については原則として認めておりませんので、接種区域外となれば、北海道に移動することは原則は考えられないということで、引き続きこのV字標識はやらなくていいということとさせていただこうと思っております。

意見の②でございます。これは留意事項の改正案の改正事項47という項目において、患畜・疑似患畜が飼養されている農場の飼養管理者が他の農場の飼養管理を行っている場合における協議において、本病感染の否定、飼養衛生管理基準の遵守の徹底、その他発生予防・蔓延防止措置の実施の全てを満たす必要があるのかという御意見でございます。これについては、除外できるという衛生管理、適切な衛生管理がなされている場合という詳し

い適正な管理の内容をこの留意事項で書いてございますけれども、その全てを満たす必要があるのかという御質問になります。

それについては、考え方にありますとおり、全て、いずれの要件も満たす必要があるということで考えておりますので、それを分かりやすく追記したいと思います。

それから、アフリカ豚熱の指針の方の意見になります。

アフリカ豚熱の意見1、特定症状について、アフリカ豚熱はワクチンや検査キットがないことから、動物用生物学製剤等で検査を実施した場合の記載を削除するべきと。アフリカ豚熱の指針であるため、豚熱の記載は削除すべきという意見ございました。

ただ、こちらはちょっと考え方ございますけれども、これ、法令上の並びとして、告示の中でこういった記載がございまして、その告示の記載に合わせて指針の中にも記載をしたというものになります。豚熱の記載を残すというのも、これもちょっと法令上の記載と並びを取ったもので、記載をそのまま残させていただこうと思います。

意見の②ですが、移動制限対象となる野生動物の死体について、捕獲等により死亡したものを含むのか。移動制限対象野生動物の排せつ物等について、野生イノシシの血液等含まれるのかというところでございますが、これについて、野生イノシシの死体については、捕獲により死亡したものも含まれます。また、野生イノシシ、排せつ物等の記載については、野生イノシシより排せつされ得るものを含むという考えでございまして、排せつ物のほか血液・体液等も該当すると考えてございます。豚等の制限と同一の記載内容になっておりますので、ここの部分については従前から変わっておりませんという回答になります。

意見③ですが、移動制限区域内野生イノシシの死体等処分のための移動について、消毒ポイントで運搬車両の消毒、避けるべきでないかという意見でございます。

これについては、海外では汚染した物品の移動に伴い感染が拡大した例が知られております。感染拡大防止のためには、飼養豚同様、野生イノシシの死体運搬する車両についても消毒を徹底することが重要であると考えてございます。そのため、時間・場所を区切ったり通行ルートを指定するといったことで、畜産関係車両と野生イノシシの死体運搬のための車両といったものの交差を防ぐというような工夫をしていただく必要があると考えてございます。

意見4についてです。制限区域内の野生イノシシの死体等は移動制限対象物品となり、最終的に汚染物品として処理を行うことになると、死体から採取した検体を移動させる際

の規定等必要になるのではないかという御意見でございます。

それにつきましては、家畜での疾病発生時にも移動制限区域内の農場等から移動制限の対象物品を由来とする検体を採材し、病原体拡散防止措置を講じた上で適切に運搬、保管されているものと承知しておりまして、その対応は野生イノシシの死体等から検体採取する場合も同じであるということから、当該規定を新たに加える必要ないと、こう考えてございます。

以上、都道府県からの意見に対して、一部反映させていただくところ、それから、そのまま記載とさせていただくところという考え方を示したものになります。

説明、以上になります。

○稲垣部会長 どうもありがとうございました。

それでは、引き続きまして、豚熱及びアフリカ豚熱に関する特定家畜伝染病防疫指針の一部変更に関する牛豚等疾病小委員会の審議概要について、牛豚等疾病小委員会の津田委員長から御説明をお願いいたします。

○津田委員 津田でございます。聞こえますでしょうか。

○稲垣部会長 はい、聞こえます。

○津田委員 それでは、資料2－4について御説明をいたします。

まず、牛豚等疾病小委員会及び野生イノシシ豚熱対策検討会において審議を行いました。その概要です。

まず、豚熱及びアフリカ豚熱に関する特定家畜伝染病防疫指針——以下「防疫指針」と言いますが——の一部改正等につきまして、令和6年1月9日に開催された第94回牛豚等小委員会及び第6回野生イノシシ豚熱対策検討会において審議いたしました。

審議については、以下の項目を中心に確認しました。

豚熱について。

1 番、豚熱ワクチンを接種した豚等を接種農場から接種区域内の他の農業やと畜場に移動する際のV字標識の義務づけを削除。

それから2 番目、病性鑑定機等における蛍光抗体法の実施の義務づけを削除。

3 番目、疑似患畜のうち、発生農場で豚等の飼養管理に直接携わっている者が直接の飼養管理を行っている他の農場において飼養されている豚等の定義の一部変更でございます。

それから、アフリカ豚熱につきましては、移動制限の対象項目に野生イノシシの死体等を追加すること。野生イノシシに対する防疫措置の準備についての具体化すること。

以上について、委員・オブザーバーからは、疑似患畜のうち、発生農場で豚等の飼養管理に直接携わっている者が直接の飼養管理を行っている他の農場において飼養される豚等の適用についての、疑似患畜から除外できる措置のシャワーイン等の実施についての部分です。これを、シャワーイン等の実施等を指針本体に明示、あるいは留意事項に明示すべきというふうな意見がございました。

これにつきまして、指針等の修正におきまして事務局の方で、委員・オブザーバーからの意見を踏まえ、シャワーインの実施等疑似患畜から除外できる措置を留意事項に記載するという旨を回答した上で、これを踏まえまして本小委員会としては、本案は豚熱及びアフリカ豚熱の疾病の発生予防・蔓延防止の確保ができるものと考えているということで答申を行いました。

さらに、この防疫指針を変更する場合には、家畜伝染病予防法に基づき、都道府県の意見を聞くこととされております。

本日配付されております案、資料の２－２でございますけれども、これにつきましては、小委員会後に実施された都道府県への意見照会、この内容は資料２－３にありますけれども、これも踏まえて修正されているというふうに考えております。

以上でございます。

○稲垣部会長 どうもありがとうございました。

それでは、本件につきまして委員の皆様から御意見や御質問がありましたら、お願いいたします。

オンラインの方もよろしでしょうか。

○事務局 大津先生から。

○稲垣部会長 よろしく願いいたします。

○大津委員 聞こえますでしょうか。

○稲垣部会長 はい、大丈夫です。よろしくお願いします。

○大津委員 よろしく願いします。

この問題は、緊急かつ重要な課題に対する変更だと思うので、いろんな御意見踏まえられて、よく対応されていると思います。

ただ、私自身は農業していて家畜もいるんですけれども、豚は飼っていないくて、現状がどうなっているか良く分かっていない状況です。一方、イノシシについては大変身近な問題として困っており、本当に全国的に行動範囲も広がっていますし、イノシシ以外の鳥獣

害含め農水省さんが主担当なのはもちろんなんですけれども、よく聞くのが高速道路とか鉄道とか、そういうところでの捕獲とか被害とかも多く聞かれるので、ほかの他省庁さんとの連携というのはどういうふうな形になってるのか、ちょっと伺いたいと思いました。

○稲垣部会長 事務局の方。

永田さん、お願いします。

○永田補佐 担当補佐でございます。

連携活動、非常に重要、御指摘のとおり重要でございます。我々、環境省さんとか、省内でも林野庁さんと農村振興局という鳥獣害対策をする部局、廃棄物関係の部局等々、あと、もちろん高速道路の担当部局とかでもイノシシ対策では連絡交換して、協力いただいたりしております。そのように他省庁との連携を深めつつ、連携して対応しています。

それをもって都道府県にも同様に、県内での連携強化というところを動いてもらっているという状況でございます。

ありがとうございます。

○大津委員 ありがとうございます。

何か一般市民というか、どこかで見掛けたみたいなのも含めて、文科省さんとか学校関係とかとの連携も要るのかなというふうに思いました。

以上です。

○稲垣部会長 よろしいですか、ほかにございますか。

ありがとうございます。

それでは、ただいまから豚熱及びアフリカ豚熱に関する特定家畜伝染病防疫指針の一部変更について、答申について手続を行ってもよろしいでしょうか。御異議のある方は御発声をお願いします。

異議なしと認めますので、これから答申の手続を進めさせていただきます。

答申文について、事務局から配付をお願いいたします。

(資料配付)

○稲垣部会長 配付が終わったようでございます。

画面共有も大丈夫ですね。

ありがとうございます。

それでは、家畜衛生部会からの答申案について、読み上げさせていただきます。

令和5年12月22日付け5消安第5430号により諮問があった事項について、下記のとおり

答申する。

豚熱及びアフリカ豚熱に関する特定家畜防疫指針の一部変更については適当である。

以上、本答申案について家畜衛生部会として決定してもよろしいでしょうか。異議のある方は御発声をお願い申し上げます。

異議なしと認めますので、本答申を農林水産大臣に提出することといたします。どうもありがとうございました。

それでは、議事3、その他報告事項について、事務局から御説明をお願いいたします。

○松井補佐 動物衛生課の松井でございます。私の方から、農場の分割管理マニュアルの検討状況について、御説明させていただければと思います。

昨年12月22日の前回の家畜衛生部会において、養豚で分割管理に取り組みやすくするために農場分割管理マニュアルを改正すると、その方向性について御説明させていただいたところです。

本年1月9日に開催されました牛豚等疾病小委員会において、参考資料の3番と4番でマニュアルの現時点での事務局案というものを付けておりますけれども、こちらをお示しさせていただきまして、御意見いただいたところです。

頂いた御意見の中で、分割管理行った農場において豚熱等を発生した際に、浄化槽がある農場の場合、防疫措置を行うというときに浄化槽に発生していない農場から汚水が流れ込むということになりますので、浄化槽を止めることはできないので、適切な防疫措置を考えていただきたいといった御意見あったところでございます。こちらについて、現在、小委それからオブザーバーの先生方にも御知見頂きながら検討を進めているといった状況にございます。

この点について整理をした上で、都道府県それから関係団体の御意見も頂いた上で、年度内を目途にマニュアルの方を改正していきたいというふうに考えているところでございます。

私からは報告以上となります。

○稲垣部会長 ありがとうございました。

それでは、本件について委員の皆様から御質問がありましたら、お願いいたします。
いかがでしょうか。

それでは、ないようでございます。どうもありがとうございました。

それでは、農場の分割マニュアルにつきましては農林水産省から適切な修正を公表され

るよう、手続をお願いいたします。

それでは、全体を通じて、委員の皆様から御意見、御質問がありますでしょうか。

また、せっかくの機会ですので、議事との関係のない内容でありましても、委員の皆様から何かございますでしょうか。ありましたら、御発言をお願いいたします。

○事務局 砂川委員から。

○稲垣部会長 よろしくをお願いいたします。

○砂川委員 国立感染症研究所の砂川と申します。今日も大変お疲れさまです。

この農場の分割管理の画面が今出ておりますけれども、大変これ注目されるものだというふうに思っておりますが、これ、すみません、前にもお話ししていたかもしれないんですが、具体的にこの方式というのは全国でどの程度導入されているものなのかというのが質問の一つです。

あともう1個は、恐らく人間の病院とかで、例えば病棟ごとにそのケアをするスタッフをある程度固定することで、感染拡大を予防したりするような対応が取られたりするようなことがあったりしますけれども、そのような情報を広げるに当たっての課題みたいなものの、いわゆるその農場の中での従事者、働いておられる方々への情報の周知というふうな辺りについての課題のようなものがあるのかどうかという辺りについて、ちょっと御教示いただければと思いました。

以上でございます。

○稲垣部会長 事務局の方、よろしくお願いいたします。

○松井補佐 御質問ありがとうございます。

現状、農場分割管理に取り組んでいる農場についてですけれども、我々、今分割管理が運用されていると承知しているところは1農場となっております。

一方で、今検討されているところは全国でもそれなりの数になっていると承知しております。我々の方にも都道府県から、どのように取り組んだらいいかというようなご相談は日々いただいているところです。

それから、スタッフ、従業員の教育といったようなところでの御質問だったかと思いますが、御指摘のとおり、実際に分割管理やりましたとなったときに、しっかり従業員が運用できていないと、せっかく分けても、場合によってはそこから広がってしまうことも考えられるかと思います。マニュアルの中に、まず、取り組むとなったときには、その農場といいますか、経営全体でこの取組を行うんだといったところをしっかりと周知して

くださいということを書いています。全員が同じ意識を持って、もともと一つだった農場ものを複数に分けるんだと、そのために衛生対策等取っていくんだといったようなところを、しっかり社内で共有してほしいといったようなところを書いているところです。

○稲垣部会長 ありがとうございます。

よろしいですか。

○砂川委員 ありがとうございます。

1点、すみません、ちょっと私が人間の病気のことが中心なものですから、日本国内でもヒトの病気の中で、外国人で就労されている方々の病気というのが結構一つ大きなテーマになってきてもいるんですが、こういった農場での管理というところで、そういった部分というのも、今のお話の中ではかなり考慮された形での対応がなされているというふうに理解すればよろしいでしょうか。すみません、ちょっと追加の質問でした。

以上でございます。

○稲垣部会長 事務局の方、お願いします。

○松井補佐 ありがとうございます。

そうですね、分割管理のマニュアルというところからは少しずれるかもしれないんですが、例えばその元になっている飼養衛生管理基準、こちらについては外国人事業者の方向けに多言語化したようなパンフレットといいますか、漫画形式で分かるようなものですけれども、そういった資材も御用意して周知等を行っているところです。こういったものも活用していただきながら農場での衛生対策というところを、日本語はあまり得意でないというような従業員の方にも伝わるように、御指導いただいていると理解しております。

○砂川委員 どうもありがとうございました。

○稲垣部会長 ほか、御意見はございませんでしょうか。

それでは、ないようでございますので、本日の議題は以上となります。

ここで進行を事務局にお戻しいたします。

○大倉室長 稲垣部会長、ありがとうございました。

本日、熱心な御議論いただきましてありがとうございました。

「特定家畜伝染病防疫指針の一部変更について」につきましては、本日、皆様からの答申を頂きましたので、本答申に基づきまして速やかに、大臣公表、官報掲載といった手続を進めてまいりたいと思います。

先ほど御説明した分割管理マニュアルと併せまして、年度内には皆様の方に周知できるような形で進めたいと考えてございます。

委員の皆様におかれましては、今後とも御指導、御協力のほど、よろしくお願いいたします。

ここで最後に、消費・安全局長、安岡局長より御挨拶申し上げたいと思います。

○安岡局長 遅参してまいりまして、すみません。消費・安全局長、安岡でございます。

今日はお忙しい中、御議論いただき大変ありがとうございます。今日頂いた答申踏まえて様々な手続、しっかり進めていきたいというふうに思っております。

最初に今の状況というのは御報告させていただいたとおりで、アフリカ豚熱に関しては、韓国でこれだけ発生して、正に日本に来る釜山のフェリー埠頭の数キロの所ということで、我々も本当に、先週春節でしたけれども、緊張感を持って、かつてないほどやっぱり侵入リスクは高まっているという認識の下で取り組んでいるところでございます。

また、鳥インフルエンザに関してもまだまだシーズン続きます。北から来た渡り鳥が元のところに戻っていく途中での発生って毎年見られているところもありますので、やっぱり発生の可能性あるということを頭に置きながら、現場と共に取り組んでいきたいというふうに思っております。

豚熱も、つい先週また発生をしておりますので、引き続き、こういう発生の機会を捉えながら、アフリカ豚熱と共に現場の飼養衛生管理の徹底を図っていきたいというふうに思っております。

そういうことで引き続き、先生方、皆さんの御指導も頂きながら、しっかり取り組んでいきたいというふうに思っておりますので、今後とも御協力のほど、よろしくお願いしたいと思います。

本日は御議論いただいて大変ありがとうございました。また引き続き、どうぞよろしくお願いをいたします。

○大倉室長 それでは、これをもちまして、食料・農業・農村政策審議会第66回家畜衛生部会を閉会いたします。本日はありがとうございました。

午前11時11分 閉会